

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（農林水産省経営局協同組織課）

項 目 名	社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件の緩和		
税 目	所得税、法人税、消費税		
要 望 の 内 容	訪日外国人に対する医療は日本の公的保険医療制度を利用しない自由診療として行われており、通常の医療機関は請求金額を自由に設定できる。 一方で、税制上優遇措置を受ける社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）の場合には、自費患者に対し請求する金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されることとする要件（以下「診療費要件」という。）が設けられていることから、訪日外国人に対して、必要な診療費を請求することができない。 社会医療法人等が行う訪日外国人の自由診療に係る診療費要件について、訪日外国人診療に伴う医療機関の負担に鑑み、訪日外国人に対して請求できる診療費の上限を緩和する。 ＜関係条文＞ 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第 5 条の 2 第 1 項第 1 号		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 社会医療法人等が開設する医療機関において、訪日外国人を診療した場合に、医療機関が不利益を被る状態を改善することにより、医療機関が安心して訪日外国人患者を受け入れることができる環境を整備する。 (2) 施策の必要性 訪日外国人旅行者数は、2024 年では 36,869,900 人（独立行政法人国際観光振興機構による推計）であり、過去最高であった 2019 年の 31,882,049 人を約 500 万人上回った。今後、訪日外国人旅行者の増加が予想される中、訪日外国人旅行者が滞在中に予期せぬ病気やけがをした際に円滑な受診ができる医療提供体制の確保が求められており、各医療機関は訪日外国人に対する診療の提供が必要となる。 しかし、言語や文化的・宗教的背景の違いからコミュニケーションに時間が掛かる等の理由によって訪日外国人の診療に要する時間は日本人より長くなる傾向にあり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 訪日外国人に対する診療については、日本の公的医療保険制度を利用しない自由診療であり、通常の医療機関であれば請求する金額を自由に設定することが可能であるが、社会医療法人等においては診療費要件が課せられていることで、医療機関の経営に支障を及ぼし、ひいては訪日外国人の受入に消極的となるおそれがある。 そのため、訪日外国人に対する医療提供体制を確保するためには、社会医療法人等における診療費要件について、訪日外国人に対してはこれを緩和する必要がある。 (参考)「観光立国推進基本計画」（令和 5 年 3 月 31 日閣議決定） 第 3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. インバウンド回復戦略 (8) インバウンド受入環境の整備 ③ 観光地等の外国人対応の推進 キ 外国人患者受入体制の充実 全国各地において、感染症発生時も含め、医療機関が訪日外国人患者を受け入れることができる体制を整備する。具体的には、訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行ができるよう訪日外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、多言語対応が可能な医療機関をとりまとめた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更に充実させ、日本政府観光局ウェブサイト等で多言語による情報発信をしていく。あわせて、訪日外国人旅行者の民間医療保険加入率向上に向けた取組を行う。国家戦略特区において、二国間協定に基づく外国医師の受入枠等の拡大に係る提案を可能としており、これにより増大する外国人患者の医療ニーズに対応する。
--------------------------	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 31 年度税制改正要望において、同様の要望を実施している。